

亀山市告示第153号

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年7月21日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部を改正する告示

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱（平成27年亀山市告示第135号）の一部を次のように改める。

第4条中「生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）」を「規則」に改める。

第7条第1項を次のように改める。

住居確保給付金の支給額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ各号に定める額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）とする。ただし、その額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額とする。

- (1) 申請日の属する月における申請者等の収入合計額が第5条第4号の基準額以下の場合 申請者等が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額
- (2) 申請日の属する月における申請者等の収入合計額が第5条第4号の基準額を超える場合 当該基準額と申請者等が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額を合算した額から月の世帯の収入額を減じて得た額

第9条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、住居確保給付金は、申請者等がクレジットカードを使用する方法により賃料を支払うこととなってい

る場合で市長が特に必要と認めるときは、福祉事務所から申請者等の口座に振り込むものとする。

第10条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式2)を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書

誓約事項

- 1 受給中、下記の就職活動要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること
 - ・月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ・月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
 - ・原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 3 再支給の申請ではない(過去に住居確保給付金を受けたことがない。)又は再支給の申請であるが従前の支給決定後に常用就職した後に新たに解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。)されたこと
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではなく、受給期間中において暴力団員にならないこと

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
 - ① 誠実かつ熱心に就職活動を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
 - ② 住居確保給付金受給者が常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合(借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く)
 - ④ 申請内容に偽りがあった場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
 - ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカードを使用する方法により賃料を支払っている場合は、賃料の支払状況について、訪問等による確認を行うことがあること又は不動産媒介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること
また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

年 月 日

亀山市福祉事務所長 様

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者氏名

記名押印又は署名
印

(裏面)

当初申請時

① 添付書類

1 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等いずれかの写し

2 離職関係書類（下記のいずれかを証する書類）

- ・2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し
- ・申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

3 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

4 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

② 追加提出書類

1 求職申込関係書類

公共職業安定所から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写し

2 入居（予定）住宅関係書類

(1) 住居喪失者

不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（様式第5号）

(2) 住居喪失のおそれのある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（様式第6号）

(3) クレジットカードを使用する方法により賃料を支払う者

クレジットカードを使用する方法により賃料を支払っていることが確認できるもの（利用明細の写し等）

生活困窮者住居確保給付金支給申請書

フリガナ			
①氏名			
②生年月日	年	月	日 満()歳
③電話番号			④性別 男・女

⑤次の(1)又は(2)の場合であること(いずれか該当する方に記載)

(1) 離職等の場合

離職等の時期	
離職等した事業所	

(2) 第五条第1号イに規定する場合

給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	
-------------------------	--

⑥離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること

離職等の前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	
----------------------------	--

⑦次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること(いずれか該当する方に記載)

(1) 住居を喪失していること

住居を喪失した時期	
喪失した住居の住所	
現在の状況	

(2) 住居を喪失するおそれがあること

現在の住所	
住居の家主等	
喪失するおそれのある住居の家賃額	
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
性別					
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

申立事項

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「規則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、亀山市、亀山市福祉事務所、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

年 月 日

亀山市福祉事務所長 宛て

申請者氏名

記名押印又は署名
印

(裏面)

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、生活困窮者自立支援法(以下「法」という。)第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、亀山市福祉事務所から資産又は収入の状況につき、官公署にし必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 規則第14条に基づく就労支援に関する亀山市福祉事務所の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 規則第17条に基づき、亀山市長が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等されることにより申請者に対する支給となります。

様式第5号及び様式第6号を次のように改める。

入居予定住宅に関する状況通知書

1. 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、物件等に関する概要等について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、亀山市または亀山市社会福祉協議会(初期費用を亀山市社会福祉協議会から借り受ける場合)が官公署から情報を求めることを同意します。
3. 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、亀山市、亀山市福祉事務所、公共職業安定所、亀山市社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

亀山市福祉事務所長 様

年 月 日

不動産媒介業者等

(商号又は名称)

(代表者名)

印

(代表者の生年月日)

年 月 日

(所在地) 〒

(免許証番号)

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の14(3)I. ①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居予定者

氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 (名)

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円
入居予定日	年 月 日 (年 月 日までの 月 日間)

※1 住居確保給付金の支給額は、亀山市における住宅扶助に基づく額(限度額: _____円)を上限とし、収入に応じた額とする。

※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。

※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。

※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の()内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載してください。

※5 クレジットカードを使用する方法により賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスにチェックしてください。なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、クレジットカードを使用する方法による賃料の支払はできません。

賃料の支払は、クレジットカードを使用する方法に限定している。

初期費用

(1)	家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	(月分+日割り 日分として)	円
	共益費		円
	管理費		円
	敷金		円
	礼金等	礼金 その他 ()	円 円
(2)	媒介報酬額		円
(3)	火災保険料		円
	その他 (入居保証料等)		円
合計			円

※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	ﾌﾞｶﾞﾅ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(1)の振込先	初期費用(1)に関する者の振込口座	ﾌﾞｶﾞﾅ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(2)の振込先	初期費用(2)に関する者の振込口座	ﾌﾞｶﾞﾅ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、亀山市、亀山市福祉事務所、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1 ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

○事業者等への口座へ振り込むことができない場合であって、以下に記載する借入人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	借入人の振込口座	刃がナ 口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください】

年 月 日

記名押印又は署名

氏 名

印

住 所

電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を_____ (自立相談支援機関) に提出してください。

入居住宅に関する状況通知書

1. 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する概要等について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、亀山市が官公署から情報を求めることを同意します。

亀山市福祉事務所長 様

年 月 日

不動産媒介業者等

(商号又は名称)

(代表者名)

印

(代表者の生年月日)

年

月

日

(所在地) 〒

(免許証番号)

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の14(3)I. ①から⑨に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居者

氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単身・複数(名)
入居開始年月日	年 月 日

入居している賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円

※1 住居確保給付金の支給額は、亀山市における住宅扶助に基づく額（限度額： 円）を上限とし、収入に応じた額とする。

※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。

※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。

※4 クレジットカードを使用する方法により賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスのいずれかにチェックしてください。なお、支払い方法について口座振替等を選択可能な場合は、クレジットカードを使用する方法による賃料の支払はできません。

賃料の支払は、クレジットカードを使用する方法に限定している。

口座振込又はクレジットカードを使用する方法による賃料の支払とすることができるが、途中変更できない。

口座振込に変更することができるが、変更手続きに時間を要する（ 月から変更可能）

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座

(裏面)

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、亀山市、亀山市福祉事務所、公共職業安定所、亀山市社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【表面※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

○以下に記載する、借入人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○上記の場合であっても、支払い方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、速やかに本様式の再提出及び様式1-3の提出により、変更支給申請を行うことに同意します。

○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	借入人の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください】

年 月 日

記名押印又は署名

氏 名

印

住 所

電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を
_____ (自立相談支援機関) に提出してください。

様式第10号を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長 印

住居確保給付金支給決定通知書

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給期間 年 月 (年 月家賃相当分) から
年 月 (年 月家賃相当分) まで
- 3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
 支給決定者において確実にクレジットカードを使用する方法により貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として、支給決定者に支給する。
- 4 支給対象となる住宅 名称
所在地

(裏面)

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた就職活動等（生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については②、③は除く。）を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - ① 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ② 月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（様式第11号）」を提出してください。
- 3 生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、（自立相談支援機関）に申し出てください。
- 5 支給方法において、「支給決定者において確実にクレジットカードを使用する方法により貸主又は貸主から委託を受けた事業者に支払われることを条件として、支給決定者に支給する」が選択されている場合は、支給開始後、申請者が貸主等に家賃を支払ったことを証明する文書等の提出を自治体から求めることがあります。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に亀山市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 1 4 号及び様式第 1 5 号を次のように改める。

住居確保給付金変更支給申請書

私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給の決定を受けましたが、必要書類を添えて、支給変更申請します。

年 月 日

亀山市福祉事務所長 様

氏 名 印
住 所

生年月日
電話番号

変更理由

添付書類

- 1 家賃変更の場合
変更契約書等家賃の変更を証する書類
- 2 収入減少の場合（賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方）
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- 3 転居した場合
 - ・ 貸主の責又は自立相談支援機関等の指導による転居であることが確認できる書類の写し
 - ・ 入居住宅に関する状況通知書（様式第6号）
 - ・ 転居先の賃貸借契約書等の写し
- 4 受給方法変更の場合
 - ・ 入居住宅に関する状況通知書（様式第6号） [再提出が必要]

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長 印

住居確保給付金変更支給決定通知書

年 月 日付第 号で支給決定を行った住居確保給付金については、年 月 日付住居確保給付金支給変更申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

- 1 変更内容 支給額 月額 円
 支給方法（代理受領に変更）
- 2 変更後の家賃に対する支給期間
年 月（ 年 月家賃相当分）から
年 月（ 年 月家賃相当分）まで
- 3 変更理由
- 4 対象となる住宅 名称
所在地

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に亀山市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 2 1 号中「より、住居確保給付金」を「より、生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）」に改め、「則第 4 条第 1 項第 2 号に規定する」を削り、「殿」を「宛て」に、「法第 1 5 条」を「生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）第 2 1 条」に、「第 1 6 条」を「第 2 2 条」に、「則第 1 4 条」を「生活困窮者自立支援法施行規則（以下「規則」という。）第 1 4 条」に、「則第 1 7 条」を「規則第 1 7 条」に改める。

様式第 2 2 号を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長 印

住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円

- 2 支給期間 年 月（ 年 月家賃相当分）から
年 月（ 年 月家賃相当分）まで

- 3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
 支給決定者において確実にクレジットカードを使用する方法により貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として、支給決定者に支給する。

- 4 支給対象となる住居 名称
所在地

(裏面)

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた就職活動等（生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については②、③を除く。）を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - ① 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ② 月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（様式第11号）」を提出してください。
- 3 生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、（自立相談支援機関）に申し出てください。
- 5 支給方法において、「支給決定者において確実にクレジットカードを使用する方法により貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として、支給決定者に支給する」が選択されている場合は、支給開始後、申請者が貸主等に家賃を支払ったことを証明する文書等の提出を自治体から求めることがあります。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に亀山市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。